

「やまがたプレミアム商品券」取扱加盟店募集要項

1. 目的 消費税の引き上げに伴う消費支出の低迷に対し、短期間での消費喚起を促すとともに、山形市内の商業活性化を図るため、やまがたプレミアム商品券事業を実施する。
2. 名称 やまがたプレミアム商品券
3. 実施主体 山形市商店会連合会
4. 共催 山形商工会議所
5. 実施内容 20%のプレミアム付きの「やまがたプレミアム商品券」事業及び販売促進イベント事業を実施する。
6. 発行数・発行額
夏の陣 60,000 セット（販売価格 6 億円・額面 7 億 2 千万円）
冬の陣 40,000 セット（販売価格 4 億円・額面 4 億 8 千万円）（総額：販売価格 10 億円・額面 12 億円）
7. 販売時期 夏の陣 平成 27 年 6 月 13 日（土）～15 日（月） **冬の陣 平成 27 年 11 月 1 日（日）のみ販売**
8. 利用期間 夏の陣 平成 27 年 6 月 13 日～平成 27 年 9 月 30 日 **冬の陣 平成 27 年 11 月 1 日～平成 28 年 1 月 31 日**
9. 取り扱いにおける厳守事項
 - ①商品券は物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能です。
 - ②消費者は商品券を現金化することはできません。
 - ③商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出ません。
 - ④不足分は現金等で受け取ってください。
 - ⑤利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
 - ⑥商品券の紛失及び盗難に対し、山形市商店街連合会及び山形商工会議所はその責を負いません。
10. 商品券の利用対象にならないもの
 - ①国や地方公共団体等への支払い（税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金）
 - ②有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入及びカード等へのチャージ
 - ③現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ④医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
 - ⑤取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）
 - ⑥風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 5 号から第 8 号に規定する営業への支払い
 - ⑦特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
11. 加盟店の参加資格
山形市内に店舗、事業所等を有し、下記いずれかの団体へ所属・加盟している事業所
◆山形市商店街連合会 加盟店街（会）会員 ◆山形商工会議所 会員
◆複数の小売店で組織された協会・組合
※協会・組合の参加に関しては、事業所の参加及び換金を協会・組合事務局が取りまとめて行うことを条件と致します
また、次の①から④に該当する事業者を除いたもので、山形市内の店舗等に関し商品券を使用できるものとします。
 - ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 5 号から第 8 号に規定する営業を行っている事業者
 - ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
 - ③上記 [9. 商品券の利用対象にならないもの] に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
 - ④役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
12. 取扱店の責務等
 - ①取扱店であることが明確になるよう、加盟店表示（加盟店承認後交付します）を利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
 - ②利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認して下さい。偽造防止等の模様が不明、色合いが明らかに違

うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに山形市商店街連合会事務局(山形商工会議所内)まで報告して下さい。

- ③商品券を受け取った時は、他店ででの再使用を防止するため裏面に加盟店名を記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否して下さい。
- ④商品券の交換および売買は行なわないで下さい。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- ⑤加盟店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)に使用しないで下さい。
- ⑥不正行為防止のため、商品券の換金状況と売上台帳等の確認を行う場合がありますので、商品券での販売状況の把握に努めて下さい。
- ⑦利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、偽造や換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。
- ⑧山形県暴力団排除条例を遵守して下さい。

13. 申請手続について

- ①申請方法 この「募集要項」に同意のうえ、『「やまがたプレミアム商品券」取扱加盟店登録申請書』に必要事項を記入し、所属団体へお申込み下さい。各団体は加盟組員を取りまとめたの上、山形市商店街連合会(山形商工会議所内)へ郵送または直接提出して下さい。

※「やまがたプレミアム商品券」取扱加盟店登録申請書は山形商工会議所で配布または山形市商店街連合会ホームページからもダウンロードできます。(山形市商店街連合会ホームページ：<http://sisyouren.main.jp/>)

- ②申請書の提出先

山形市商店街連合会事務局(山形商工会議所内) 〒990-8501 山形市七日町三丁目 1-9 TEL: 023-622-4666 FAX: 023-622-4668

- ③申請期間

夏の陣：平成27年4月20日(月)から平成27年5月20日(水)まで

冬の陣：平成27年9月7日(月)から平成27年9月30日(水)まで

※各期日までに申請を受け付け、承認された加盟店は商品券発売時に一覧表に記載し、購入者へ配布します。

14. 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、審査を経て加盟店として承認します。承認した場合には後日結果に加盟店表示物を添付して所属する団体等あて通知します。

15. 換金について

- ①換金手続 取扱店は、山形市商店街連合会(山形商工会議所内)に、使用済券(裏面に加盟店名記載済であること)に「換金請求書」を添えて提出して下さい。

※「換金請求書」は山形商工会議所にて配布または山形市商店街連合会ホームページからもダウンロードできます。

- ②換金に必要なもの

・使用済券(裏面に登録されている加盟店名を記入すること、ゴム印可、代表社印不要) ・換金請求書

- ③換金期間

別添換金日一覧のとおり ※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意下さい。

- ④換金手数料

額面金額の2%(税別)を換金手数料とし、換金時に換金手数料を差し引いた金額を換金額とします。

※換金手数料率は冬の陣の際変更になる場合があります。

16. その他

- ①この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や加盟店の承認を取り消す場合があります。また違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。
- ②同一オーナーかつ同一事業所の営業店舗が複数存在する場合において、商品券の取り扱いを行う場合は、申請書に各支店名をご記入下さい。
- ③この「募集要項」に記載されていない事項は、山形市商店街連合会(山形商工会議所内)へお問い合わせ下さい。